

占用許可受者の皆様へ

流水占用料等の減免について

本年の台風第19号等の自然災害により占用工作物等が被災し、東京都河川流水占用料等徴収条例第4条第2項に該当する場合は、占用料について減免することができます。

減免を希望される方は、占用料減額・免除申請書を各河川の管理者までご提出ください。

(被災例) 係留施設の流出、電柱の倒壊、ゴルフ場等の冠水等

○ 東京都河川流水占用料等徴収条例（抜粋）

第4条（流水占用料等の減免）

1 知事は、流水の占用等の許可等をする場合において、当該行為が次の各号のいずれかに該当するときは、当該流水の占用等の許可等に係る流水占用料等を減額し、又は免除することができる。

一～四（略）

2 知事は、前項に定めるもののほか、天災地変その他流水の占用等の許可等を受けた者の責に帰することのできない理由により流水の占用等の目的を遂行することができなかつたと認めるときは、その期間に係る流水占用料等を減額し、又は免除することができる。